

2008年3月13日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関すること並びに介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに関する個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年3月3日付けで諮問（第310号）された介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関すること並びに介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに関する個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

介護保険法第115条の38による地域支援事業は、介護保険第1号被保険者（65歳以上）を対象に、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう、各種介護予防事業を市町村

の責任において実施するものである。

介護予防事業のうち、「特定高齢者把握事業」は、生活機能の低下のおそれがあると思われる高齢者（特定高齢者）を把握し、機能向上を図るための通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業の利用につなぎ、要支援・要介護への移行を防ぐという事業である。今回諮問する事項は、この「特定高齢者把握事業」における「生活機能評価」について、実施方法が変更となることに伴い、事業主管課や個人情報の取り扱いが変更となることによるものである。

「生活機能評価」は、保健福祉関係機関や各種相談等との連携から、医療機関等による診査等を行い、把握した特定高齢者の候補者に、日常生活上の機能低下のおそれがあるかどうか、また通所型・訪問型介護予防事業の利用が必要かどうかを判断するものである。

この「生活機能評価」は、特定高齢者を把握するための介護保険法に基づく事業であるが、その実施については、平成18・19年度は老人保健法に基づく基本健康診査の中で実施することが地域支援事業実施要綱で定められている。

しかし、「高齢者の医療の確保に関する法律」の制定に伴い、老人保健法が平成19年度で廃止となることから、老人保健法により実施されている基本健康診査も事業廃止となる。このため、当該診査の一部として実施されている「生活機能評価」は、平成20年度より介護予防事業の一つとして、介護保険第1号被保険者を対象に実施することとなる。

これに伴い、「生活機能評価」の実施所管課が市民健康課から高齢福祉課へ移行されるが、事業の実施にあたっては介護保険課所管の被保険者の資格・喪失に関する情報及び要支援者・要介護者に関する情報が必要となることから、その個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

「生活機能評価」は介護保険の保険者である市町村が実施義務を負う事業である。

平成18・19年度は、市民健康課所管事務の「基本健康診査」の一部として、「本市に居住する65歳以上の者」を対象に「生活機能評価」を実施し、受診者の中で結果情報の提供に同意のある者について高齢福祉課が結果情報の提供を受け、特定高齢者を把握している。ただし、要支援・要介護認定者は特定高齢者の対象外であるため、高齢福祉課に介護保険の要支援・要介護認定情報を目的外利用させている。（平成18年7月13日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第202号により承認済。）

この「生活機能評価」は、平成20年度から高齢福祉課が実施主管課となり、

「本市の介護保険の第1号被保険者」で要支援・要介護認定を受けていない者を対象に、健康診査とは別に実施するようになる。実施にあたっては、生活機能評価及び医療機関による生活機能評価受診の対象となる候補者を把握するための基本チェックリストの事業案内の通知を発送するため、介護保険被保険者の資格情報及び要支援・要介護認定情報が必要となる。

また、医療機関による生活機能評価の受診期間が有期限（3ヶ月を予定）であることから、年度内に65歳となる要支援・要介護認定を受けていない者についても、通知発送の対象とするものである。

なお、年度内65歳到達者については、本市の住民基本台帳から生年月日を条件に抽出するが、本市の介護保険の第1号被保険者とならない他市の住所地特例者（介護保険法第13条第1項）及び介護保険適用除外者（介護保険法施行法第11条）を生活機能評価の対象から除外する必要がある。一方で、他市に居住している本市の第1号被保険者となる予定者（本市の住所地特例者）を生活機能評価の対象に追加する必要がある。

以上のことから、介護保険課所管の被保険者の資格情報及び要支援・要介護認定情報を目的外利用させることにより、生活機能評価の実施対象者の把握が適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながることから、目的外に個人情報を利用させる必要があるものである。

(3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

「生活機能評価」は、介護保険要支援1・2及び要介護1～5の認定区分を有する者を除いた介護保険第1号被保険者全員を対象とする市町村の義務事業であること、また、通知すべき相手が78,500人（推計）と多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、本人通知を省略するものである。

なお、個人情報を目的外に利用させることについては、高齢福祉課が広報への掲載及び当該事業案内通知に記載することにより周知を図る。

(4) 目的外に利用させる個人情報

目的外で利用させる情報は、藤沢市介護保険システムで管理している（平成11年8月25日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第68号により承認済）次の個人情報である。

ア 介護保険第1号被保険者にかかる次の情報

- (ア) 氏名      (イ) 生年月日      (ウ) 性別      (エ) 住所
- (オ) 送付先住所      (カ) 送付先あて名
- (キ) 住所地特例情報の有無（本市）
- (ク) 要介護（要支援）認定の有無・認定有効期間

イ 年度内に年齢が65歳に到達する者の次の情報

(ア) 要介護（要支援）認定者情報

a 氏名      b 生年月日      c 性別      d 住所  
e 認定有効期間

(イ) 住所地特例者の情報（本市及び本市以外）

a 氏名      b 生年月日      c 性別      d 住所      e 送付先住所  
f 送付先あて名（本市のみ）

(ウ) 適用除外者の情報

a 氏名      b 生年月日      c 性別      d 住所

(5) 実施時期

2008年（平成20年）7月1日以降，毎月行う。

(6) 提出資料

ア 介護保険法（抜粋）及び介護保険法施行法（抜粋）

イ 地域支援事業実施要綱（抜粋）

ウ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（抜粋）

エ 生活機能評価 コンピュータ処理イメージ

オ 個人情報取扱事務届出書

（介護保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。）

カ 個人情報取扱事務届出書

（介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること。）

### 3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

「生活機能評価」は介護保険の保険者である市町村が実施義務を負う事業である。

平成18・19年度は，市民健康課所管事務の「基本健康診査」の一部として，「本市に居住する65歳以上の者」を対象に「生活機能評価」を実施し，受診者の中で結果情報を目的外に利用させることについて同意した者について高齢福祉課が結果情報を目的外に利用することで，特定高齢者を把握している。ただし，要支援・要介護認定者は特定高齢者の対象外であるため，高齢福祉課に介護保険の要支援・要介護認定情報を目的外利用させている。

この「生活機能評価」は，平成20年度から高齢福祉課が実施主管課となり，「本市の介護保険の第1号被保険者」で要支援・要介護認定を受けていない者を対象に，健康診査とは別に実施するようになる。実施にあたっては，生活機

能評価及び医療機関による生活機能評価受診の対象となる候補者を把握するための基本チェックリストの事業案内の通知を発送するため、介護保険被保険者の資格情報及び要支援・要介護認定情報が必要となる。

また、医療機関による生活機能評価の受診期間が有期限（3ヶ月を予定）であることから、年度内に65歳となる要支援・要介護認定を受けていない者についても、通知発送の対象とするものである。

なお、年度内65歳到達者については、本市の住民基本台帳から生年月日を条件に抽出するが、本市の介護保険の第1号被保険者とならない他市の住所地特例者（介護保険法第13条第1項）及び介護保険適用除外者（介護保険法施行法第11条）を生活機能評価の対象から除外する必要がある。一方で、他市に居住している本市の第1号被保険者となる予定者（本市の住所地特例者）を生活機能評価の対象に追加する必要がある。

以上のことから、介護保険課所管の被保険者の資格情報及び要支援・要介護認定情報を目的外利用させることにより、生活機能評価の実施対象者の把握が適正かつ迅速に行えることとなり、もって制度の円滑な運営につながる。

以上のことから判断すると、目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

「生活機能評価」は、介護保険要支援1・2及び要介護1～5の認定区分を有する者を除いた介護保険第1号被保険者全員を対象とする市町村の義務事業であること、また、通知すべき相手が78,500人（推計）と多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、実施機関では、個人情報を目的外に利用させることについては、高齢福祉課が広報への掲載及び当該事業案内通知に記載することにより周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上